

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 深刻な人手不足が継続する雇用情勢の下、県内中小企業が必要な人材を確保するためには「働きやすい職場環境づくり」、「働き方の多様化」、「未経験者の戦力化」、「業務プロセスの見直し」など様々な課題を克服していく必要がある。このため、経営者又は人事担当者、現場リーダー及び女性リーダーの階層別に、課題解決に必要なノウハウを学ぶための研修を開催する業務を委託する。 また、「自社の新人教育プログラムが十分でない」、「相談できる同年代の社員が少ない」という中小企業の新入社員を対象に、ビジネススキルの習得と他社の同年代社員の仲間づくりのための研修を開催する業務を併せて委託する。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別な事情の説明 本事業の効果的・効率的な実施にあたっては、高度な研修カリキュラムの企画力、実現力が必要で、契約の相手方の専門知識・経験・ネットワーク・ノウハウ等により成果が大きく異なる。 このため、契約者選定に当たっては価格競争のみによる入札ではなく、プロポーザル方式により提案される企画等を比較検討のうえ、契約者を決定することが適當である。 3 選んだ相手方が契約相手として適當であることの説明 令和8年5月15日（金）に実施したプロポーザル評価会議の結果に基づき、最優秀提案者として選定された者であるため。 最優秀提案者：株式会社技研サービス

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。